

にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議要綱改正 概要

1. 要綱の概要

新潟市の住宅事情及び住宅を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、にいがた住まい環境基本計画及び新潟市空家等対策計画を的確に推進するにあたり、有識者等からの意見聴取を図るため、にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議（以下「会議」という。）を開催するにあたり諸事項を定めるもの。

2. 改正の概要

（1）新潟市空家等対策計画についての文言の修正

新潟市空家等対策計画が策定されたことから、会議の目的及び所管事項において、当該計画の推進及び改定に係る事項についての文言を修正するもの。

（2）委員構成の修正

会議の委員から市の職員を削除するもの。

（3）守秘義務に関する条項の追加

会議の関係者は職務上知り得た情報を漏らしてはならず、辞任後も同様である旨の項目を追加するもの。

（4）会議の召集等の権限に係る主体の変更

会議の召集、委員以外の出席要請、及び会議の運営に関する必要事項の設定について、その権限を委員長から市長へ変更するもの。

（5）会議の情報公開に関する条項の追加

会議は原則公開とするが、新潟市情報公開条例第16条ただし書きの規定に関する事項については一部非公開とすることができる旨の項目を追加するもの。

3. 改正年月日

令和3年7月26日

にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議開催要綱（改正後）

（目的）

第1条 新潟市の住宅事情及び住宅を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、にいがた住まい環境基本計画及び新潟市空家等対策計画を的確に推進するにあたり、有識者等からの意見聴取を図るため、にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

（所管事項）

第2条 会議は、次のことについて意見を述べる。

- (1) にいがた住まい環境基本計画の推進に関すること
- (2) にいがた住まい環境基本計画の改定に関すること
- (3) 新潟市空家等対策計画の推進に関すること
- (4) 新潟市空家等対策計画の改定に関すること
- (5) その他、市長が必要と認めること

（委員構成）

第3条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 会議に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（守秘義務）

第5条 会議の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議）

第6条 会議は、市長が召集する。

2 市長が必要と認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

3 会議は、原則公開とする。ただし、会議の内容が新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第16条の規定に関するものであるときは、非公開とすることができる。

（事務局）

第7条 会議の事務局は、建築部住環境政策課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年6月25日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年7月26日から施行する。

資料1-3

にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議開催要綱 新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>（目的）</p> <p>第1条 新潟市の住宅事情及び住宅を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、にいがた住まい環境基本計画及び<u>新潟市空家等対策計画</u>を的確に推進するにあたり、有識者等からの意見聴取を図るため、にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。</p> <p>（所管事項）</p> <p>第2条 会議は、次のことについて意見を述べる。</p> <p>(1) にいがた住まい環境基本計画の推進に関すること</p> <p>(2) にいがた住まい環境基本計画の改定に関すること</p> <p>(3) <u>新潟市空家等対策計画の推進に関すること</u></p> <p>(4) <u>新潟市空家等対策計画の改定に関すること</u></p> <p>(5) その他、<u>市長</u>が必要と認めること</p> <p>（委員構成）</p> <p>第3条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。</p> <p>(1) 知識経験を有する者</p> <p>(2) 関係団体の役職員</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p><u>(3)</u> その他市長が必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>（略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 新潟市の住宅事情及び住宅を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、にいがた住まい環境基本計画及び<u>空家等対策</u>を的確に推進するにあたり、有識者等からの意見聴取を図るため、にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。</p> <p>（所管事項）</p> <p>第2条 会議は、次のことについて意見を述べる。</p> <p>(1) にいがた住まい環境基本計画の推進に関すること</p> <p>(2) にいがた住まい環境基本計画の改定に関すること</p> <p>(3) <u>空家等対策の推進に関すること</u></p> <p>(4) <u>事務局が提示する資料に関すること</u></p> <p>(5) その他、<u>会議</u>が必要と認めること</p> <p>（委員構成）</p> <p>第3条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。</p> <p>(1) 知識経験を有する者</p> <p>(2) 関係団体の役職員</p> <p><u>(3) 市の職員</u></p> <p><u>(4)</u> その他市長が必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>（略）</p>	

<p><u>(守秘義務)</u></p> <p><u>第5条 会議の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第<u>6</u>条 会議は、<u>市長</u>が召集する。</p> <p>2 <u>市長</u>が必要と認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。</p> <p><u>3 会議は、原則公開とする。ただし、会議の内容が新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第16条の規定に関するものであるときは、非公開とすることができる。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第<u>7</u>条 会議の事務局は、建築部住環境政策課に置く。</p> <p>(その他)</p> <p>第<u>8</u>条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p>(会議)</p> <p>第<u>5</u>条 会議は、<u>委員長</u>が召集する。</p> <p>2 <u>委員長</u>が必要と認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第<u>6</u>条 会議の事務局は、建築部住環境政策課に置く。</p> <p>(その他)</p> <p>第<u>7</u>条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、<u>委員長</u>が別に定める。</p>	
---	---	--